

人事行政の運営等の状況 (令和5年度)

四街道市人事行政の運営等の状況に関する条例に基づいて、四街道市の人事行政の運営等の状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数について (令和5年度)

区分	採用者数
一般職	59人
消防職	11人
技能労務職	-
計	70人

(2) 退職者数について (令和5年度)

区分	退職者数
一般職	24人
消防職	4人
技能労務職	-
計	28人

(3) 職員数について (各年4月1日現在)

区分	5年	区分	4年	増減数
危機管理室	7人	危機管理室	6人	1人
経営企画部	63人	経営企画部	62人	1人
総務部	79人	総務部	81人	▲2人
福祉サービス部	62人	福祉サービス部	63人	▲1人
健康子ども部	126人	健康子ども部	130人	▲4人
環境経済部	42人	環境経済部	40人	2人
都市部	49人	都市部	50人	▲1人
上下水道部	23人	上下水道部	22人	1人
会計課	6人	会計課	6人	0人
議会事務局	6人	議会事務局	6人	0人
選挙管理委員会事務局	0人	選挙管理委員会事務局	0人	0人
監査委員事務局	3人	監査委員事務局	3人	0人
農業委員会事務局	3人	農業委員会事務局	3人	0人
教育委員会	61人	教育委員会	61人	0人
消防本部・署	111人	消防本部・署	114人	▲3人
計	641人	計	647人	▲6人

2. 職員の人事評価の状況

人事評価は、職員の能力、知識、職務上の実績等についての確に把握することにより、職員個々の意識を高め、市行政組織全体の公務能率の向上を図ることを目的とし、能力評価・業績評価を行い、その評価結果については、勤勉手当、昇給および人員配置等に反映させています。

区分	評価期間
能力評価	毎年4月1日から翌年3月31日まで
業績評価	毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和6年3月末現在)	歳出総額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 4年度人件費率
96,430人	35,290,191千円	1,709,448千円	5,425,922千円	15.4%	15.3%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

(2) 職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

職員数	給与費				一人当たりの 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
604人	2,171,055千円	773,630千円	923,195千円	3,867,880千円	6,404千円

※職員数は、令和5年4月1日現在の人数です（特別職、短時間再任用及び短時間任期付職員を除く）。

職員手当には退職手当は含まれません。

(3) 職員の給料月額（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般職（一般行政職）	302,584円	40.0歳
消防職	292,478円	36.1歳
技能労務職	289,467円	58.9歳

(4) 職員の初任給基準（令和6年4月1日現在）

区分	大卒	短大卒	高卒
一般職	202,400円	181,800円	170,900円
消防職	208,000円	187,300円	176,100円
技能労務職（技能職）			173,700円

(5) 職員の主な手当の状況（令和6年4月1日現在）

区分	四街道市				国
	期末	勤勉	計		
期末手当	6月期	1. 225月分	1. 025月分	2. 25月分	同 左
勤勉手当	12月期	1. 225月分	1. 025月分	2. 25月分	
	計	2. 45月分	2. 05月分	4. 5月分	
扶養手当	扶養親族たる子		10,000 円/人		同 左
	(16歳から22歳までの子		5,000 円/人 加算)		
扶養親族たる配偶者、父母等		6,500 円/人			
(8級職員		3,500 円/人)			
住居手当	借家の場合		28,000 円 限度		同 左
	持家(世帯主)の場合		無		
通勤手当	交通機関を利用する場合		全額支給		55,000 円 限度
	交通用具を利用する場合		2,000～31,600円 (距離に応じて)		同 左
退職手当	自己都合		勸奨・定年		同 左
	勤続20年	19. 6695月分	24. 586875月分		
	勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分		
	勤続35年	39. 7575月分	47. 709月分		
	最高限度額	47. 709月分	47. 709月分		
	・1人当たりの平均支給額		4,150,839円		—

地域手当	支給率		10.0%
	支給対象者		604人
	国の制度(支給率)		10.0%
	支給対象職員1人当たりの平均支給年額		366,553円
時間外勤務手当	5年度	支給総額	262,675千円
		職員1人当たりの平均支給年額	434,892円
	4年度	支給総額	229,848千円
		職員1人当たりの平均支給年額	382,443円

※平均支給年額、支給総額は、令和5年度普通会計決算による数値です（特別職、短時間再任用職員および短時間任期付職員を除く）。

4. 特別職の報酬の状況（令和6年4月1日現在）

	区分	給料月額など	期末手当
給料	市長	880,000 円	4月分
	副市長	740,000 円	
	教育長	680,000 円	
報酬	議長	500,000 円	3.9月分
	副議長	450,000 円	
	議員	430,000 円	

5. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等について（令和6年4月1日現在）

始業時間	終業時間	休憩時間	週休日・休日
午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間	土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 年末年始(12月29日から翌年の1月3日)

(2) 休暇制度

休暇の種類	休暇日数等	実績	
年次休暇	1年度につき20日付与（翌年度への繰越は最大20日）	平均 15.1 日	
療養休暇	負傷又は疾病により、勤務しないことがやむを得ない場合 90日を限度	77件	
特別休暇（主なもの）	結婚休暇	婚姻する職員に対し、5日	9件
	生理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合2日以内	8件
	健診休暇	妊娠又は出産をした職員に対し、健診時の休暇を付与	2件
	産前休暇	出産予定日8週間前から出産日まで（多胎の場合は14週間前 から）	8件
	産後休暇	出産の翌日から8週間	10件
	配偶者の 出産休暇	配偶者の出産にかかる入院日から出産後2週間以内に3日	16件
	子の養育 休暇	配偶者の出産予定日8週間前から生後1年の間、小学校 就学前の子（当該出産に係る子を含む）を養育する場合5日以内	9件
	子の看護 休暇	小学校就学前の子を看護する必要がある場合5日以内（子が 2人以上の場合は10日以内）	52件
	忌引	死亡した者との関係に応じて、1日から10日	76件
	父母の祭日	父母の法要に際し、1日を付与	2件
	短期介護休暇	要介護者を看護する必要がある場合5日以内（要介護者が 2人以上の場合は10日以内）	10件
	夏季休暇	6月から10月の期間内に7日以内	平均 6.8日
	リフレッ シュ休暇	勤続20年、30年の表彰を受けた職員に対し、3日	21件
看護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を看護 しなければならない職員に対し、180日を限度	0件	

6. 職員の休業の状況

育児休業	取得可能期間	子が3歳に達するまでの期間
	子が出生した職員数	27人（男性：19人、女性：8人）
	取得職員数	32人（男性：14人、女性18人）※R4年度以前から継続含む

7. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	19	0
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合		0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合		0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合		0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	0	0

（注）法令とは地方公務員法又はこれに基づく条例、規則若しくは規程などをいいます。

8. 職員のサービスの状況

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・法令等および上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為等の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

9. 職員の退職管理の状況（令和5年度）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成28年4月1日）により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、本市においても、再就職情報の届出や公表等を定めた四街道市職員の退職管理に関する条例を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

在職時に部長級および課長級の職に就いていた元職員から再就職に関する届出はありません。

（令和5年度退職者）

10. 職員の研修の状況（令和5年度）

研修区分		研修名	対象	受講者数
庁内研修	一般研修	新規採用職員研修	新規採用職員	34人
		他部署業務体験研修	採用3・4年目職員	31人
		若手職員研修	採用3・4年目職員	33人
		若手職員キャリアアップ研修	採用4年目職員	10人
		クレーム対応研修	採用5年目までの職員	35人
		主任主事研修	主任主事	23人
		ロジカルシンキング研修	係長・主査補	12人
		ダイバーシティ&インクルージョン研修	係長・主査補	33人
		コンプライアンス研修	課長・課長補佐・係長	31人
		メンタルヘルス（ラインア）研修	課長・課長補佐・係長	44人
	特別研修	レベルアップ！接客マナー研修	全職員	45人
		ハラスメント予防対策研修	全職員	39人
		事務ミス防止研修	全職員	52人
		普通救命講習会	全職員	48人
		障がいのある方への接客研修	全職員	38人
		安全運転講習会	全職員	47人
		自動車運転教習	全職員	16人
		官民共創研修	部長・副参事・課長	61人
		メンター研修（オンライン）	採用5年以上の職員	18人
外部研修	千葉県自治研修センター	課長研修	課長	10人
		課長補佐研修	課長補佐	11人
		その他専門研修	職務上専門知識を必要とする者	50人
	印旛郡市広域市町村圏事務組合	新規採用職員研修	新規採用職員	24人
		初級職員研修	上級職採用後3～5年の者 初級職採用後7～9年の者	29人
		中級職員研修	上級職採用後7～9年の者 初級職採用後11～13年の者	14人
		その他専門研修	職務上専門知識を必要とする者	3人

※ そのほか各所属において、必要に応じて所管業務に関する専門研修を実施しています。

1 1. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

区分	受診者数
職員健康診断	651人
乳がん・子宮がん検診	148人
胃部間接撮影	45人

(2) 市職員互助会

地方公務員法の規定に基づき、職員の会費を原資として職員の福利厚生のために各種事業への助成、会員相互の祝い金・見舞金等の給付事業を行っています。

※平成27年度より、市からの補助金は廃止されています。

四街道市職員親睦会	金額
予算額	25,100千円
決算額	20,603千円

(3) 千葉県市町村職員互助会への助成

県内市町村とその職員が共同で福利厚生事業を運営するもので、出産費助成、育児・長期療養者助成等の給付事業を行っています。

千葉県市町村職員互助会	金額
会員掛金	905千円
市負担金	905千円

(4) 公務災害補償制度の状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 千葉県支部	8件	挫創、捻挫、打撲等

1 2. 公平委員会に係る業務の状況

令和5年度において、本市職員が公平委員会に対して行った勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求については次のとおりです。

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	1件
不利益処分に関する審査請求の状況	なし

問い合わせ

人事課 421-6105